

(証券コード：8230)
2022年6月3日

株 主 各 位

福岡市博多区上川端町12番192号

株式会社はせがわ

代表取締役社長 新 貝 三 四 郎

第56期定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び定款第15条の規定に基づき、第56期定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<https://corp.hasegawa.jp/ir/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

業務の適正を確保するための
体制及びその運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

以 上

1 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議しており、当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、それらを行動規準とするとともに、法令・定款並びに社会規範を遵守する。また、当社はコンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題に対する対応を行なうことで、コンプライアンス意識の醸成を図る。なお、委員会の参加者は、当企業グループの取締役及び使用人からコンプライアンス委員長の指名によって決定する。

<運用状況>

各種法令に対応した「コンプライアンス・ハンドブック」及び個別の法令に対応したガイドライン等はイントラネットを介して取締役及び使用人等がこれらを常時閲覧可能な状態にしている。

また、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置（顧問弁護士及び常勤監査役陪席）し、当連結会計年度は6回開催した。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス問題に対する対応に加え、経営幹部のコンプライアンス・マインドを醸成するために、顧問弁護士による社内研修を2回実施した。

- ② 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

<運用状況>

監査室は、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、当連結会計年度は営業店49店舗、本社19部門（全部門）、商品センター1拠点、子会社1社の内部監査を実施し、業務監査及び会計監査の中でコンプライアンスの状況を監査している。内部監査での指摘項目のうち、重要な不備事項についてはコンプライアンス委員会に報告され、定期的な改善状況の報告及びモニタリングが行なわれている。

監査の結果は社長及び担当取締役並びに常勤監査役に都度報告され、当連結会計年度の監査実施状況は取締役会及び監査役会に報告されている。

- ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行なう手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

<運用状況>

社内通報制度として「ホットライン」を設置し、社員手帳への掲載等により周知を図るとともに、通報者並びに通報者に協力した者の保護を「ホットライン規程」に明記している。また、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、または直ちに違法行為を中止するよう命令するなど、必要な措置を講じる体制をとっている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、文書管理規程に従い、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

<運用状況>

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適正な保存及び管理を行っており、取締役及び監査役が全ての情報を常時閲覧できることとしている。

(3) 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ、投資等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規程制定、マニュアルの制定・配付、ガイドライン等の策定等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行なうものとする。

<運用状況>

コンプライアンス委員会において各部門におけるリスクを認識し、規程制定、マニュアルの制定・配付等の改善措置を実施している。また、その他専門委員会等においては各事業に関する適切な意思決定を支援するため、リスク項目や投資判断等の基準を明記したガイドライン等を策定している。

災害については「地震災害初期対応マニュアル」の制定及び「災害発生見込み時及び発生時の社内対応方針」を策定し、社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらす地震や大型台風等の災害に対し備えを行なっている。

新型コロナウイルス感染症の流行に対しては、対策本部によって、基本方針の策定や担当部署との連携による具体的な対応・対策の立案がなされており、また、感染状況に応じて対策の強化または緩和を行なっている。また、基本方針に基づき、在宅勤務やサテライトオフィス勤務、時差出勤やマイカー通勤、出社自粛（賃金保証有）、感染者発生時の対応手順といった制度を整備することで、当社の顧客及び社員の感染リスク低減に努めている。

情報セキュリティについてはサイバー攻撃、情報管理体制、情報漏えい、基幹システムへのアクセスコントロール等に対し、防衛策・対応策を講じている。また、サイバー攻撃による被害に備え、全社のパソコンOSのアップデートを実施し、セキュリティ強化を図った。

(4) 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 組織規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

<運用状況>

「取締役会規程」に基づき、当連結会計年度は取締役会を16回開催したほか、書面決議を2回実施し、重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況報告を定期的に行なっている。また、取締役の業務執行については取締役会決議、「職務権限基準表」及び「稟議規程」に基づき適正かつ効率的に行なわれている。

- ② 子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

<運用状況>

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営成績については報告が行なわれている。また、子会社の取締役会の議題は、事前に経営企画部長がその内容を精査し、必要に応じて関係部署と情報共有を行なっている。

(5) 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

<運用状況>

コンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とし、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体の内部統制の強化を図ることとしている。

- ② 経営企画部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

<運用状況>

「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役を子会社に取締役として派遣し業務の執行状況を把握することで、業務の適正を確保している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

<運用状況>

総務部スタッフ1名を監査役の職務を補助する専任の使用人として配置している。

- ② 前号の使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

<運用状況>

補助使用人には必要な知識・能力を備えた専任の適切な員数を配置しており、人事異動その他の事項は監査役会と協議の上決定している。

なお、補助使用人の人事評価については常勤監査役が行なっている。

- ③ 第1号の使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席（監査役の代理出席を含む）等を行ない、執行部署の協力体制を確保する。

<運用状況>

補助使用人は業務執行者からの独立性が確保され、専ら監査役からの指揮命令に従う体制を整備している。また、業務の遂行にあたり、取締役会その他の重要な会議へ出席し、執行部署からの協力体制を確保している。

(7) 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

<運用状況>

重要な情報は随時常勤監査役に報告され、定期的かつ必要に応じて監査役会に報告されている。また、監査役は報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を取締役に要請している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

<運用状況>

監査役会は代表取締役と意見交換会を定期的に開催している。また、会計監査人とは決算方針打合せ会及びレビューないし監査結果報告会において意見交換を各四半期にそれぞれ1回実施している。

また、監査役は代表取締役及び会計監査人と意見交換を随時実施している。

- ② 監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

<運用状況>

監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席している。

- ③ 監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

<運用状況>

監査役の職務を執行するうえで必要な費用については速やかに支払いを行なっている。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止

対策連合会に加盟する。また、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

<運用状況>

「反社会的勢力および不当要求への対応マニュアル」をイントラネットに掲載し、また、同マニュアルの簡易版を社員手帳に記載することによって、反社会的勢力排除に向けて周知を図っており、当該マニュアルに基づき、新規に取引を開始する相手先についての属性チェックを行なうことにより、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを構築・運用している。

また、警察関係機関が主催する各種研修や情報交換会等に参加し、反社会的勢力排除に関する情報収集と警察関係機関との連携強化を図るとともに、反社会的勢力及び不当要求への対応について社内研修等を行ない、反社会的勢力との関係遮断に努めている。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------|------------|-----------|----------|------------|--|---|-----------|
| | 資本金 | 資本金 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | その 他有 価証 券 評 価 差 額 金 | その 他の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | |
| 当期首残高 | 4,037,640 | 1,583,350 | 3,700,399 | △190,445 | 9,130,943 | 86,702 | 86,702 | 9,217,646 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | - | - | 876 | - | 876 | - | - | 876 |
| 会計方針の変更を 反映した当期首残高 | 4,037,640 | 1,583,350 | 3,701,276 | △190,445 | 9,131,820 | 86,702 | 86,702 | 9,218,523 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △82,456 | - | △82,456 | - | - | △82,456 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | - | - | 707,089 | - | 707,089 | - | - | 707,089 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △52 | △52 | - | - | △52 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | 16,363 | 16,363 | - | - | 16,363 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | 28,341 | 28,341 | 28,341 |
| 当期変動額合計 | - | - | 624,632 | 16,310 | 640,943 | 28,341 | 28,341 | 669,284 |
| 当期末残高 | 4,037,640 | 1,583,350 | 4,325,909 | △174,135 | 9,772,763 | 115,044 | 115,044 | 9,887,807 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

| | |
|----------|---------|
| 連結子会社の数 | 1社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社田ノ実 |

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 持分法適用の関連会社数 | 2社 |
| 会社の名称 | 株式会社はせがわ美術工芸 株式会社オクノトレーディング |

② 持分法を適用していない関連会社の状況

| | |
|-------|---------------------------|
| 会社の名称 | 泉州恩慈諮詢服務有限公司 (中華人民共和国) |
|-------|---------------------------|

持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称等

| | |
|-------|---|
| 会社の名称 | G.V.C. DEVELOPMENT COMPANY LIMITED (ベトナム社会主義共和国) |
|-------|---|

関連会社としなかった理由 同社への出資金については、売却を予定しており、財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることはできないため、同社を関連会社としておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品
 - 仏壇 個別法による原価法
 - 仏具 先入先出法による原価法
 - 生活雑貨・食品 総平均法による原価法
 - その他 個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び造作並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用）は社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 投資その他の資産

長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく当社の役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 仏壇仏具事業

仏壇仏具事業においては、主に仏壇仏具の小売販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。また、レジレシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与による将来の財又はサービスの提供は別個の履行義務として認識し、取引価格を配分しております。

ロ. 墓石事業

墓石事業においては、主に墓石建立の受注販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

ハ. 屋内墓苑事業

屋内墓苑事業においては、販売業務委託契約により寺院が有する屋内墓苑の使用権の受託販売を行っており、受託販売手数料を得ております。

この受託販売については、寺院と屋内墓苑使用者が屋内墓苑の永代使用に関する契約を締結し、屋内墓苑使用者が寺院へ永代使用料を支払った時点で受託販売に関するサービスの支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

二. 飲食・食品・雑貨事業

飲食・食品・雑貨事業においては、注文に基づく料理の提供、食品・雑貨の販売を行っております。

これらの販売については、顧客へ料理を提供した時点、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

(5) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託による帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度67,595千円、138,800株であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客に対する他社ポイントの付与については、従来、ポイント相当額を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、付与したポイント相当額を除外する方法に変更しております。宗教法人からの霊園管理業務の受託収入については、従来、一時点で売上高を計上しておりましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。顧客に支払われる対価としてのギフト券等金券の付与(顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除く)については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。また、レジシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与については、従来、クーポン使用時にクーポン利用による値引きを売上高から控除しておりましたが、将来の値引き義務を履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行なう方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」として表示し、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行なうことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「団体定期保険受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「団体定期保険受取配当金」は8,180千円であります。

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」(当連結会計年度は1,583千円)は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業保証金の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した貸倒引当金額 570,768千円
- ② その他の情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ③ 重要な引当金の計上基準 イ. 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

ロ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

営業保証金の回収可能性を判断するにあたっては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類しております。

開園前の霊園分類の判断にあたっては、霊園開発計画の遅延や頓挫、地方自治体による霊園経営の不許可等、営業保証金の一部または全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

開園後の霊園分類の判断にあたっては、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、当社が受託している墓地永代使用权の販売不振による営業保証金回収計画の遅延等、営業保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

霊園分類毎に、過去の貸倒実績や今後の回収可能性を基に貸倒引当率を設定し、それぞれの霊園に対して適切な金額の貸倒引当金を算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度において会計上の見積りを行なった結果、営業保証金に係る貸倒引当金は必要十分な金額が適切に計上されているものと認識しておりますが、営業保証金の回収可能性を判断するにあたって霊園分類は現在入手可能な情報に基づき判断しており、見積りまたは仮定の変更や、変化を示す情報の入手、経済及びその他の事象または状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

(2) 店舗固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失額 31,543千円
- ② その他の情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

店舗の継続的な収益性の低下により、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損の認識の可否を判定します。

減損の認識が必要と判定された店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額である使用価値まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

- . 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当該店舗から得られる将来キャッシュ・フローの見積額は、将来の収益性を見積りを主要な仮定として資産グループごとに予算等社内における管理会計の計画数値を基に見積もっております。
- ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
将来の収益性にはお客様の生活様式の変化、供養に対する価値観の変化及び店舗立地環境の変化等による一定の不確実性があるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼし、翌連結会計年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

| | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,534,378千円 |
| (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| ① 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 335,010千円 |
| ② 担保に係る債務 | |
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 710,000千円 |
| 長期借入金 | 1,440,000千円 |
| 計 | 2,150,000千円 |

(3) 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間毎に受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなっており、当連結会計年度末から2026年12月までの販売保証額は最大で3,654,049千円であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 18,646,376株 |
|------|-------------|

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年5月19日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

| | |
|-------|-------|
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
|-------|-------|

| | |
|--------|----------|
| 配当金の総額 | 36,647千円 |
|--------|----------|

| | |
|-----------|-------|
| 1株当たり配当金額 | 2円00銭 |
|-----------|-------|

| | |
|-----|------------|
| 基準日 | 2021年3月31日 |
|-----|------------|

| | |
|-------|-----------|
| 効力発生日 | 2021年6月7日 |
|-------|-----------|

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金344千円が含まれております。

2021年11月5日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

| | |
|-------|-------|
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
|-------|-------|

| | |
|--------|----------|
| 配当金の総額 | 45,809千円 |
|--------|----------|

| | |
|-----------|-------|
| 1株当たり配当金額 | 2円50銭 |
|-----------|-------|

| | |
|-----|------------|
| 基準日 | 2021年9月30日 |
|-----|------------|

| | |
|-------|------------|
| 効力発生日 | 2021年12月1日 |
|-------|------------|

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金347千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年5月19日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

| | |
|-------|-------|
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
|-------|-------|

| | |
|--------|----------|
| 配当金の総額 | 54,970千円 |
|--------|----------|

| | |
|-----------|-------|
| 1株当たり配当金額 | 3円00銭 |
|-----------|-------|

| | |
|-----|------------|
| 基準日 | 2022年3月31日 |
|-----|------------|

| | |
|-------|-----------|
| 効力発生日 | 2022年6月6日 |
|-------|-----------|

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金416千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

その設定枠は、借入金の残高を超えないこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、販売管理規程、与信管理規程及び組織規程の職務権限基準表に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の把握や軽減を行なっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等については、適宜、担当役員に報告されております。

営業保証金は、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して霊園の建墓権（墓石を販売する権利）取得のために差入れた金銭債権であり、当社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されるものであります。そのため、霊園開発計画の遅延や頓挫、地方自治体による霊園経営の不許可等、また、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、当社が受託している墓地永代使用权の販売不振による営業保証金回収計画の遅延等によるリスクに晒されております。

当該リスクに関しては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類して把握し、その軽減に努めております。

販売保証金は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間毎に受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合に不足額を保証金として宗教法人へ預託した金銭債権であり、受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。そのため、将来の屋内墓苑の受託販売動向によるリスクや宗教法人の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、受託販売状況の悪化等による回収懸念がないかどうかについての把握を行なっております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時に把握することを通じて、リスクの軽減を行なっております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資、営業保証金（建墓権）及び販売保証金に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金の一部については、金利

の変動による損失を回避する目的で、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の判定をもって有効性の判定に代えております。

デリバティブ取引の実行・管理は、当社は経理部が行っており、取引に関する管理規程は設けておりませんが、事前に十分な検討の上、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て当社の取締役会に報告しております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

〔(2) 金融商品の時価等に関する事項〕におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 千円)

| | 連結貸借対照表計上額 (*1) | 時 価 (*1) | 差 額 |
|---------------|--------------------|-------------|---------|
| ① 投資有価証券 | 343,610 | 343,610 | — |
| ② 営業保証金 (*2) | 3,297,182 | 3,293,973 | △3,209 |
| ③ 販売保証金 | 2,570,939 | 2,545,815 | △25,123 |
| ④ 差入保証金 | 1,243,000 | 1,194,862 | △48,137 |
| 資産計 | 7,454,732 | 7,378,261 | △76,471 |
| ⑤ 長期借入金 | (2,751,800) | (2,748,680) | △3,119 |
| ⑥ リース債務(固定負債) | (151,167) | (150,399) | △768 |
| 負債計 | (2,902,967) | (2,899,079) | △3,887 |
| ⑦ デリバティブ取引 | — | — | — |

(*1) 負債で計上されているものは、() で示しております。

(*2) 営業保証金に対して計上している貸倒引当金を控除した金額を連結貸借対照表計上額として記載しております。

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「リース債務(流動負債)」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額82,096千円)は、「① 投資有価証券」には含めておりません。
3. デリバティブ取引は、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------|---------|------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 其他有価証券 | | | | |
| 株式 | 343,610 | — | — | 343,610 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

(単位 千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------|------|-----------|-----------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 営業保証金 | — | — | 3,293,973 | 3,293,973 |
| 販売保証金 | — | — | 2,545,815 | 2,545,815 |
| 差入保証金 | — | — | 1,194,862 | 1,194,862 |
| 資産計 | — | — | 7,034,650 | 7,034,650 |
| 長期借入金 | — | 2,748,680 | — | 2,748,680 |
| リース債務 (固定負債) | — | 150,399 | — | 150,399 |
| 負債計 | — | 2,899,079 | — | 2,899,079 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

営業保証金

営業保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

販売保証金

販売保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される、合理的に見積もられた利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（固定負債）

元利金の合計額を同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位 千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 3,786,726 | — | — | — |
| 受取手形 | 1,418 | — | — | — |
| 売掛金 | 909,189 | — | — | — |
| 契約資産 | 2,640 | — | — | — |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | | | | |
| その他 | — | 4,039 | — | — |
| 合 計 | 4,699,974 | 4,039 | — | — |

(5) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位 千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 長期借入金 | 1,383,200 | 1,248,200 | 873,600 | 380,000 | 250,000 | — |
| リース債務 | 91,939 | 69,609 | 52,743 | 18,069 | 9,112 | 1,632 |
| 合 計 | 1,475,139 | 1,317,809 | 926,343 | 398,069 | 259,112 | 1,632 |

8. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を取得から6年～30年と見積り、割引率は0%～2.29%を使用しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|-----------|
| 期首残高 | 350,449千円 |
| 時の経過による調整額 | 4,216千円 |
| 見積りの変更による増加額 | 39,775千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △3,806千円 |
| 期末残高 | 390,634千円 |

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、当社の店舗の賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関しての見積りの変更を行ないました。

この見積りの変更による増加額39,775千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

また、これに伴い、有形固定資産に39,775千円を計上しました。

このうち期中計上額20,574千円は計上と同時に減損損失として処理し、残額の19,200千円は当連結会計年度末に計上しており、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスに分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位 千円)

| 報告セグメント等の名称 | | 区分 | | 売上高 | 構成比 |
|-------------|------------------|-----|------|------------|--------|
| 報告セグメント | 仏壇仏具・墓石 (注) 1 | 東日本 | 仏壇仏具 | 11,307,122 | 57.1% |
| | | | 墓石 | 3,555,569 | 18.0% |
| | | 西日本 | 仏壇仏具 | 2,950,088 | 14.9% |
| | | | 墓石 | 685,128 | 3.5% |
| | 屋内墓苑 (注) 2 | | | 533,354 | 2.7% |
| | 飲食・食品・雑貨 (注) 1 | | | 106,960 | 0.5% |
| その他 (注) 3 | | | | 686,337 | 3.5% |
| 調整額 | | | | △32,345 | △0.2% |
| 合計 | | | | 19,792,217 | 100.0% |

(注) 1 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。

2 報告セグメントの「屋内墓苑」は、屋内墓苑の受託販売事業であります。

3 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具卸売事業などであります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位 千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 910,608 |
| 契約資産 (注) 1 | 2,640 |
| 契約負債 (注) 2 | 1,211,729 |

(注) 1 契約資産は、宗教法人からの霊園管理業務の受託収入によるものであります。

2 契約負債は、顧客からの前受金及びレジレシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与による将来の財又はサービスの提供に関連するものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 543円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円90銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、2022年6月1日を期日として、当社の完全子会社である株式会社田ノ実を吸収合併することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

① 被結合企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|------------|
| 被結合企業の名称 | 株式会社田ノ実 |
| 事業の内容 | 飲食・食品・雑貨事業 |

② 合併日（効力発生日）

2022年6月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社田ノ実を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社はせがわ

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社と株式会社田ノ実が一体となることで意思決定の迅速化と業務効率の改善を図るとともに、当社の店舗網や自社ECサイトを利用・活用することにより株式会社田ノ実が取り扱っている法事用等のギフト商材を広く展開することを目的としております。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 株主資本計 合 |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|----------|------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | 自己株式 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 本 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 | | | |
| | | | | | 買換資産 圧縮 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利 益 剰 余 金 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 4,037,640 | 1,100,813 | 482,536 | 1,583,350 | 229 | 3,691,903 | 3,692,133 | △190,445 | 9,122,677 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | - | - | - | - | - | 876 | 876 | - | 876 |
| 会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高 | 4,037,640 | 1,100,813 | 482,536 | 1,583,350 | 229 | 3,692,780 | 3,693,010 | △190,445 | 9,123,554 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 | - | - | - | - | △229 | 229 | - | - | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | - | - | - | △82,456 | △82,456 | - | △82,456 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | - | - | 697,418 | 697,418 | - | 697,418 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | - | - | - | - | - | △52 | △52 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | - | - | - | - | - | - | - | 16,363 | 16,363 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | - | △229 | 615,191 | 614,961 | 16,310 | 631,272 |
| 当 期 末 残 高 | 4,037,640 | 1,100,813 | 482,536 | 1,583,350 | - | 4,307,972 | 4,307,972 | △174,135 | 9,754,826 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|------------------------------|-------------------------|----------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 86,702 | 86,702 | 9,209,380 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | - | - | 876 |
| 会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高 | 86,702 | 86,702 | 9,210,257 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩 | - | - | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | △82,456 |
| 当 期 純 利 益 | - | - | 697,418 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | - | - | △52 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | - | - | 16,363 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額) | 28,341 | 28,341 | 28,341 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 28,341 | 28,341 | 659,613 |
| 当 期 末 残 高 | 115,044 | 115,044 | 9,869,871 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等 以外のもの | 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・ 商品 | |
| 仏 壇 | 個別法による原価法 |
| 仏 具 | 先入先出法による原価法 |
| その他 | 個別法による原価法 |

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産 (リース資産を除く) | 定率法を採用しております。 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び造作並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 (リース資産を除く) | 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）は社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。 |

- ③ 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は発生年度に全額費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 仏壇仏具事業

仏壇仏具事業においては、主に仏壇仏具の小売販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。また、レジレシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与による将来の財又はサービスの提供は別個の履行義務として認識し、取引価格を配分しております。

② 墓石事業

墓石事業においては、主に墓石建立の受注販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

③ 屋内墓苑事業

屋内墓苑事業においては、販売業務委託契約により寺院が有する屋内墓苑の使用権の受託販売を行っており、受託販売手数料を得ております。

この受託販売については、寺院と屋内墓苑使用者が屋内墓苑の永代使用に関する契約を締結し、屋内墓苑使用者が寺院へ永代使用料を支払った時点で受託販売に関するサービスの支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(6) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託による帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度67,595千円、138,800株であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客に対する他社ポイントの付与については、従来、ポイント相当額を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、付与したポイント相当額を除外する方法に変更しております。宗教法人からの霊園管理業務の受託収入については、従来、一時点で売上高を計上しておりましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。顧客に支払われる対価としてのギフト券等金券の付与(顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除く)については、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。また、レジレシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与については、従来、クーポン使用時にクーポン利用による値引きを売上高から控除しておりましたが、将来の値引き義務を履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行なう方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「団体定期保険受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「団体定期保険受取配当金」は8,180千円であります。

前事業年度において、区分掲記して表示しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」（当事業年度は1,583千円）は重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業保証金の評価

- ① 当事業年度の計算書類に計上した貸倒引当金額 570,768千円
- ② その他の情報

「連結計算書類 連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 営業保証金の評価 ②その他の情報」に記載した内容と同一であります。

(2) 店舗固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した減損損失額 31,543千円
- ② その他の情報

「連結計算書類 連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 店舗固定資産の減損 ②その他の情報」に記載した内容と同一であります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の店舗の賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関しての見積りの変更を行ないました。

この見積りの変更による増加額39,775千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

また、これに伴い、有形固定資産に39,775千円を計上しました。

このうち期中計上額20,574千円は計上と同時に減損損失として処理し、残額の19,200千円は当事業年度末に計上しており、当事業年度の損益に与える影響はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,527,032千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券 335,010千円

② 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金 710,000千円

長期借入金 1,440,000千円

計 2,150,000千円

(3) 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間毎に受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなり、当事業年度末から2026年12月までの販売保証額は最大で3,654,049千円であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,946千円

短期金銭債務 78,344千円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務 7,334千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | | | |
|------------|---|---|-----------|
| 売 | 上 | 高 | 103千円 |
| 仕 | 入 | 高 | 549,517千円 |
| 販売費及び一般管理費 | | | 59,534千円 |

営業取引以外の取引高 3,006千円

(2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

| 用 途 | 種 類 | 場 所 | 減損損失 |
|----------------|-----|---------|----------|
| ニッポーモール熊谷店他5店舗 | 造作等 | 埼玉県熊谷市他 | 31,543千円 |
| 遊 休 不 動 産 | 土 地 | 千葉県我孫子市 | 39,980千円 |
| 計 | | | 71,523千円 |

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗毎に資産のグループングを行ない、遊休資産については、個別の資産単位毎に把握しております。

将来の収益性を検討した結果、収益性が低下した資産グループ及び遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定に関しては、遊休不動産については正味売却価額により測定しており不動産鑑定評価額を参考に算定し、事業用資産については使用価値により測定しており将来キャッシュ・フローを3.3%で割り引いて算定しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式総数

普通株式

461,741株

(注) 役員向け株式給付信託が保有する当社株式138,800株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 190,531千円 |
| 賞与引当金 | 100,345千円 |
| 役員株式給付引当金 | 8,620千円 |
| 退職給付引当金 | 12,919千円 |
| 減損損失 | 330,824千円 |
| 資産除去債務 | 119,143千円 |
| 繰延資産 | 31,153千円 |
| その他 | 191,597千円 |
| 繰延税金資産小計 | 985,136千円 |
| 評価性引当額 | △659,969千円 |
| 繰延税金資産合計 | 325,167千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △26,025千円 |
| 前払年金費用 | △122,195千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △2,641千円 |
| 繰延税金負債合計 | △150,862千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 174,304千円 |

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 542円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円37銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(完全子会社の吸収合併)

連結注記表「13. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。